

県立病院の料金における消費税の課税誤りについて

令和5年3月3日

1 概要

平成3年の消費税法の改正により非課税とされた、出産に係る費用の「乳房マッサージ料」につきまして、県立病院（中央病院、今治病院、南宇和病院及び新居浜病院）が平成18年4月から消費税を誤って徴収していたことが判明しました。

誤って料金を徴収した患者の皆様に深くお詫び申し上げます。

2 経緯

- ・消費税法の改正により、平成3年10月から分娩の介助など「助産に係る資産の譲渡等」が非課税取引に追加されました。
- ・これに先立ち、平成3年9月27日付けの厚生省の事務連絡で、乳房マッサージが非課税となる旨の通知がなされていましたが、平成18年の料金設定時に誤って消費税の課税対象としてしまいました。
- ・令和5年4月からの料金改定を検討している過程で本年1月、誤徴収が判明しました。

3 誤徴収の影響

これまでの調査から推計すると、4病院全体で総額1千万円（2万人）程度の誤徴収が見込まれます。

※平成18年当時の料金は2,100円（うち消費税100円）

4 原因

当該料金を設定した平成18年当時、乳房マッサージが非課税となる旨の平成3年9月27日付けの厚生省の事務連絡を確認していなかったことが原因と考えられます。その後の料金改定時においても、非課税であることの確認ができておりませんでした。

5 今後の対応

課税誤りの判明を受け、今年1月26日から消費税を除く料金（2,400円）に訂正し、平成18年4月以降に誤徴収となった方を特定するための調査を行っており、調査終了後、速やかに誤徴収した額を返金することとしております。手続等詳細は、調査終了後別途公表いたします。

今後、同様の課税誤りが発生することのないよう、次のとおり再発防止に努めます。

- ・新料金の設定時は、消費税の取扱いを税務署に事前確認します。
- ・料金設定や改定時の留意事項について、関係する国の通知等も反映したチェックリストを作成します。
- ・料金に関する職員研修を強化します。

問い合わせ先（平日 8:30～17:15）

【全般に関すること】

愛媛県公営企業管理局県立病院課企画係

TEL 089-912-2812（企画係直通）

【県立中央病院での受診内容に関すること】

愛媛県立中央病院総務医事課医事グループ

TEL 089-947-1111（代表）

【県立今治病院での受診内容に関すること】

愛媛県立今治病院医事課医事係

TEL 0898-32-7111（代表）

【県立南宇和病院での受診内容に関すること】

愛媛県立南宇和病院医事係

TEL 0895-72-1231（代表）

【県立新居浜病院での受診内容に関すること】

愛媛県立新居浜病院総務医事課医事係

TEL 0897-43-6161（代表）